

平成25年 No.14

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する
取決めの一部を改正する取決め

制定理由

理事及び副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成25年 3 月21日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決めに次のように制定する。

平成25年 3 月21日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決め

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年 3 月28日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部改正について

制定理由：理事及び副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(理事の職務分担等) 第2 理事の職務分担等は、次のとおりとする。 (1) 理事（<u>教育・附属学校担当</u>） 教育，入試，<u>附属学校等</u>に関すること。 (2) 理事（<u>総務・国際担当</u>） <u>総務，国際，広報・情報基盤，点検評価等</u>に関すること。 (3) 理事（<u>財務・労務担当</u>） <u>財務，労務，社会連携等</u>に関すること。 (4) 理事（<u>経営戦略担当</u>） 経営戦略に関すること。 (副学長の職務分担等) 第3 副学長の主な職務分担等は、次のとおりとする。 (1) 副学長（<u>教育・附属学校担当</u>） <u>教員養成カリキュラム改革推進本部，男女共同参画推進本部，附属学校，センター（理科教員高度支援センター）</u>に関すること。 (2) 副学長（<u>総務・国際担当</u>） <u>広報企画室，国際戦略推進本部，情報基盤整備推進本部，センター（留学生センター，情報処理センター）</u>に関すること。 (3) 副学長（<u>財務・労務担当</u>） <u>社会連携推進本部，受託業務推進本部，教員養成開発連携機構，学芸の森環境機構</u>に関すること。	(理事の職務分担等) 第2 理事の職務分担等は、次のとおりとする。 (1) 理事（<u>教育・国際担当</u>） 教育，入試，<u>国際等</u>に関すること。 (2) 理事（<u>研究・附属学校担当</u>） <u>研究，附属学校等</u>に関すること。 (3) 理事（<u>総務担当</u>） <u>総務，人事，広報・情報基盤，点検評価，社会連携等</u>に関すること。 (4) 理事（<u>経営戦略担当</u>） 経営戦略に関すること。 (副学長の職務分担等) 第3 副学長の主な職務分担等は、次のとおりとする。 (1) 副学長（<u>教育・国際担当</u>） <u>教員養成カリキュラム改革推進本部，国際戦略推進本部，センター（留学生センター，理科教員高度支援センター）</u>に関すること。 (2) 副学長（<u>研究・附属学校担当</u>） <u>教育実践研究推進本部，男女共同参画推進本部，附属学校，センター（環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター）</u>に関すること。 (3) 副学長（<u>総務担当</u>） <u>社会連携推進本部</u>に関すること。

(4) 副学長（学生・大学院担当）

大学院（修士課程、教職大学院）、FD・SD推進本部、総合学生支援機構、センター（保健管理センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター、障がい学生支援室）に関すること。

（削 除）

(5) 副学長（研究・大学改革担当）

大学院（博士課程）、企画評価室、教育実践研究推進本部、センター（環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター）に関すること。

（削 除）

〔省略〕

附 則

この取決めは、平成25年4月1日から施行する。

(4) 副学長（学生担当）

FD・SD推進本部、センター（保健管理センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター）に関すること。

(5) 副学長（広報・情報基盤担当）

広報企画室、情報基盤整備推進本部、センター（情報処理センター）に関すること。

(6) 副学長（評価・大学改革担当）

企画評価室、受託業務推進本部に関すること。

(7) 副学長（事務局等担当）

事務局、財務・施設、過半数代表・組合関係、SD等に関すること。

〔省略〕